ご質問事項等への回答

No.	質問事項	回答・考え方（国）
1	秋田空港、大館能代空港、秋田港、船川港を「特定利用空港・港湾」とする必要性	○　秋田空港、大館能代空港、秋田港及び船川港の具体的な選定理由については、これらの空港・港湾の近傍には、例えば、陸上自衛隊の秋田駐屯地（第21普通科連隊）が所在しており、災害対応を含む各種事態への対応において、利用させていただく可能性があるためです。 ○　これらの空港、港湾が、平素から各種事態への対応に備えて、円滑に利用できること、また、必要な整備が促進されていくことが重要との考えに基づき、「特定利用空港・港湾」の対象候補とさせていただきました。
2	能代港を「特定利用空港・港湾」としない理由	○　自衛隊・海上保安庁の訓練等の利用ニーズや、災害対応等において重要な役割を担いうる特性の有無といった要素に基づいて対象を選定しているところであり、現時点で能代港を対象とすることは、考えていません。
3	「特定利用空港・港湾」の全国的な配置、運用、整備に関する方針	○　厳しい安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、 ・運用面：自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶が平素において必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、国土交通省、海上保安庁及び防衛省と空港管理者又は港湾管理者との間に「円滑な利用に関する枠組み」を設け、当該枠組みを設けた空港・港湾を「特定利用空港・港湾」とする ・整備面：「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮して、必要な整備又は既存事業の促進を図る。また、平素から円滑な自衛隊の人員・物資輸送等に資するよう、「特定利用空港・港湾」と自衛隊の駐屯地等とのアクセスの向上に向け、道路ネットワークの整備を図る こととしています。 ○　政府としては、厳しい安全保障環境において自衛隊・海上保安庁が実効的に対応するためには、多様な空港・港湾を、平素から円滑に利用できることが重要であり、引き続き本取組のさらなる充実化を図っていく考えです。そのため、これまでに調整してきた「特定利用空港・港湾」には北海道や九州のものが多く含まれますが、これを全国の空港・港湾に広げていきたいと考えています。
4	「特定利用空港・港湾」となることによって生じる変化	○　「特定利用空港・港湾」になることで、「円滑な利用に関する枠組み」を通じ、平素から担当者間で連携することとなり、災害時の対応などの緊急性が高い場合においても利用調整を円滑に行うことが可能になります。 ○　また、平素の訓練等を通じて自衛隊・海上保安庁が空港・港湾のそれぞれの特性を習熟することで、災害時の対応などにおいてもより迅速、かつ、安全に部隊や物資を展開・輸送することができるようになります。 ○　更に、整備面に関しては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮 し、安全保障上の重要性も加味して事業の促進に努めてまいります。

ご質問事項等への回答

No.	質問事項	回答・考え方（国）
5	過去に防衛省等との間で秋田空港に関して複数の覚書等を締結しており、その中には例えば「防衛庁は、秋田空港に戦闘機を配備しないものとし、また、同空港を戦闘機の訓練にも使用しないものとする。」などとされている。秋田空港が特定利用空港となった場合も、これらの覚書等が引き続き有効かどうか。	○　ご質問の覚書等については現在も有効だと認識しています。 ○　その上で自衛隊はこれまでも、インフラ管理者と調整の上、我が国の安全保障を確保する観点から、様々な民間空港において、戦闘機による離着陸訓練や各種事態に対応するための部隊の展開訓練等を実施してきています。 ○　秋田空港が「特定利用空港」となった後については、どのような訓練を行うかは現段階では具体的には決まっていませんが、今後、戦闘機による訓練を秋田空港にて実施することも想定していることから、覚書等については、今回の調整を機に見直しをご相談させていただきたいと考えています。また、具体的な訓練内容についても、空港管理者をはじめとする関係者と十分に調整させていただければと考えております。
6	過去に防衛省等と締結した秋田空港に関する覚書等について、「特定利用空港」となるにあたって事前に見直しをする必要があるか。事前に見直しをする必要がない場合、「特定利用空港」となるにあたって、「事後的に覚書等を見直さなければならない」、「必ずしも覚書等を見直す必要はないが、見直しに向けた調整を開始しなければならない」等の条件はあるか。	○　我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえ、特定利用空港に限らず、他の民間空港でも戦闘機を含む様々な訓練を関係法令に基づき行ってきているところです。 ○　このため、平素から自衛隊機が円滑に民間空港を利用するにあたり、一部の自衛隊機の利用を排除する考えはなく、この機会に、秋田空港に関する覚書等についての見直しを行う必要があると考えています。
7	公共インフラ整備は市町村事業も対象か。	○　公共インフラ整備の取組として、今回選定候補としている空港・港湾は、秋田県が管理する施設となっておりますので、市町村事業を対象にしていません。 ○　その上で、道路ネットワーク整備の対象事業については、これまで、自衛隊のニーズや道路の整備状況等を踏まえた上で、「特定利用空港・港湾」と自衛隊の駐屯地等とのアクセス向上に資する主要な道路として、直轄国道の整備事業を対象としたところです。 ○　令和9年度以降の道路ネットワークの対象候補については、今後検討してまいります。
8	具体的な空港、港湾の利用方法は。特に自衛隊戦闘機の利用方法。	○　空港・港湾の利用について、自衛隊・海上保安庁の訓練の他、広報・補給等を目的とした全ての利用が考えられます。 ○　その上で、今回対象候補しています空港・港湾の具体的な計画はございませんが、訓練の目的を例にあげますと、 ・　空港については、例えば、自衛隊においては、輸送機等による迅速な国民保護のための訓練、戦闘機や輸送機による離着陸訓練、離着陸に必要な各種資器材・人員等の空港への展開訓練等を想定しています。 海上保安庁においては、国民保護のための訓練や災害対応、捜索救難・人命救助等への対応に必要な訓練等を想定しています。 ・　港湾については、例えば、自衛隊においては、輸送艦等による国民保護のための避難や部隊の搭載・卸下のための訓練、護衛艦による離岸・接岸の訓練等を想定しています。 海上保安庁においては、国民保護のための訓練や災害対応、港湾施設等のテロ等警戒、捜索救難・人命救助等への対応に必要な訓練等を想定しています。 ・　また、自衛隊の戦闘機の利用については、上記の記載の離着陸訓練（連続離着陸訓練　（タッチ＆ゴー含む））を想定しておりますが、広報目的で戦闘機の機体を空港施設内に展示する場合も想定されます。

ご質問事項等への回答

No.	質問事項	回答・考え方（国）
9	自衛隊と米軍の共同訓練も利用対象となるのか。	○　本取組における「円滑な利用に関する枠組み」は、自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等における「特定利用空港・港湾」の利用を対象とするものです。ここでいう「訓練」には、日米共同訓練も含んでおり、日米共同訓練における自衛隊による空港・港湾の利用については、この枠組みにおける調整の対象となります。 ○　なお、特定利用空港・港湾となり「円滑な利用に関する枠組み」が設けられた場合であっても、本枠組みの中で、日米共同訓練における米軍の利用調整を行うことはありません。日米共同訓練において、米軍が民間空港・港湾を利用する場合、本枠組みの外で調整することになります。
10	住民説明会の開催を要請された場合、国で説明してもらえるか。	○　本取組について、政府としては地域を代表する自治体に丁寧にご説明させて頂き、その上で地元の議会や協議会、住民に対する説明については、各自治体のご判断でそれぞれの自治体から行っていただくことが原則と考えており、これまで他の自治体にもそのような対応をお願いしているところです。 ○　他方で、本取組に関し、地元の議会等から想定される質問などに対する応答要領の作成などについては最大限協力させていただきます。
11	市民の不安解消のため訓練が行われる日時等を事前にお知らせいただけないか。お知らせいただける場合は市のHPやLINE、防災ラジオで市民へ周知したいが支障はないか。	○　これまでも、自衛隊・海上保安庁の訓練の実施にあたっては、地域住民に及ぼす影響を考慮し、訓練内容や規模によっては、事前に訓練内容・実施日等を関係自治体へ説明してきており、「特定利用空港・港湾」を利用する場合においても同様に、「連絡・調整体制」とは別に説明する場を設ける考えです。 ○　このような個々の調整の場において、市のHP等での周知方法などのご意見をいただければと考えています。
12	緊急性が高い場合の利用については事前にお知らせいただくことは無理だと思われる。その場合、事後に利用に至った原因などをお知らせいただけないか。	○　緊急性が高い場合の利用については、引き続き、必要な説明をさせていただければと考えています。

ご質問事項等への回答

No.	質問事項	回答・考え方（国）
13	すでにご回答いただいておりました、 ・秋田空港、大館能代空港、秋田港、船川港を「特定利用空港・港湾」とする必要性 ・能代港を「特定利用空港・港湾」としない理由 ・「特定利用空港・港湾」の全国的な配置、運用、整備に関する方針について、より詳しいご回答をいただきたい。 【補足】 秋田県では、イージス・アショア計画の話が過去にあったことから、これらの問に対して特に丁寧な回答が必要となる。 ●イージス断念、1年半経って説明会　憤る秋田県民「バカにしている」 https://www.asahi.com/articles/ASPDS6W81PDRULUC01Q.html 内閣官房HP資料から推測しますと、自衛隊利用の関係では、例えば、 ・短期間の島外避難が必要となった際に、それを可能とするために南西諸島の空港・港湾を中心に「特定利用空港・港湾」とする。 ・侵攻部隊に対応するため必要な部隊を迅速に機動展開できるよう、南西諸島以外の国内各地にある自衛隊駐屯地近隣の空港・港湾も「特定利用空港・港湾」とする。 といった回答となるのか、詳しい回答をいただければと思います。	【秋田空港、大館能代空港、秋田港、船川港を「特定利用空港・港湾」とする必要性】 ○　この取組において、空港・港湾の対象候補を選定するにあたっては、自衛隊・海上保安庁が、厳しい安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、例えば、 ・島しょが広い範囲にわたり存在する南西諸島や、 ・部隊等の所在地の近傍 に所在するなど、それぞれの空港・港湾の重要な特性に着目し、その整備状況等も踏まえて選定しています。 ○　その上で、秋田空港、大館能代空港、秋田港及び船川港を選定した理由は、これらの空港・港湾の近傍には、例えば、陸上自衛隊秋田駐屯地（第22普通科連隊）が所在しており、災害対応を含む各種事態への対応において、利用させていただく可能性があるためです。 また、仮にこれらの空港・港湾の周辺で災害等が発生した場合には、全国から救援部隊などが集まり、物資を輸送する場合にこれらの空港・港湾を利用することが想定されます。特に秋田空港においては、全国から集まる救援部隊の航空機が秋田分屯基地の駐機スペースを利用することが想定されますが、同基地の航空機の駐機スペースだけでは、十分ではないなど、自衛隊の能力を最大限に発揮できない可能性があるため、民生利用に配慮しつつ、利用させていただきたいと考えております。 【能代港を「特定利用空港・港湾」としない理由】 ○　自衛隊・海上保安庁の訓練等の利用ニーズや、災害対応等において重要な役割を担いうる特性の有無といった要素に基づいて対象を選定しているところであり、現時点で能代港を対象とすることは、考えていません。 【「特定利用空港・港湾」の全国的な配置、運用、整備に関する方針】 ○　厳しい安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、 ・運用面：自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶が平素において必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、国土交通省、海上保安庁及び防衛省と空港管理者又は港湾管理者との間に「円滑な利用に関する枠組み」を設け、当該枠組みを設けた空港・港湾を「特定利用空港・港湾」とする ・整備面：「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮して、必要な整備又は既存事業の促進を図る。また、平素から円滑な自衛隊の人員・物資輸送等に資するよう、「特定利用空港・港湾」と自衛隊の駐屯地等とのアクセスの向上に向け、道路ネットワークの整備を図る こととしています。 ○　政府としては、厳しい安全保障環境において自衛隊・海上保安庁が実効的に対応するためには、多様な空港・港湾を、平素から円滑に利用できることが重要であり、引き続き本取組のさらなる充実化を図っていく考えです。そのため、これまでに調整してきた「特定利用空港・港湾」には北海道や九州のものが多く含まれますが、これを全国の空港・港湾に広げていきたいと考えています。

ご質問事項等への回答

No.	質問事項	回答・考え方（国）
14	武力攻撃事態等のような有事において、特定公共施設利用法と覚書はどちらが優先されるのか。	○ 「航空自衛隊航空救難団秋田救難隊の設置運用に関する協定」は、武力攻撃事態等のような有事を念頭において取り交わした協定ではないと考えています。 ○ そのうえで、武力攻撃事態等のような有事においては、特定公共施設利用法に基づき、自衛隊が必要な空港を利用させていただくことになります。
15	特定利用空港・港湾に関する打診を国が現在している国内の施設管理者の全体像	○ 国としては、厳しい安全保障環境において自衛隊・海上保安庁が実効的に対応するためには、多様な空港・港湾を、平素から円滑に利用できることが重要であり、引き続き本取組の更なる充実化を図りたいと考えています。そのため、さらに全国に空港・港湾を追加すべく調整を行っています。
16	特定利用空港・港湾となることにより促進される秋田県内の施設整備の内容	○ 秋田港、船川港、秋田空港、大館能代空港における具体的な事業については、説明会でお示しした「資料04自衛隊・海上保安庁の利用に資する施設を整備中の事業」のとおりです。